淡路島食材「こだわり宣言店」Ｑ＆Ａ

１　淡路島産食材とは？

（答）

本制度では「淡路島で生産された農林水産物の生鮮食品」を淡路島産食材と定義しています。具体的には

・淡路島内で収穫された、米や豆類、野菜、果物、しいたけ

・淡路島内で飼育された家畜から生産された肉、牛乳、卵

・淡路島内に水揚げされた魚介類　としています。

なお、生鮮食品とは生鮮食品品質表示基準（平成 12 年 3 月 31 日 農林水産省告示第 514 号)第 2 条によるものとしています。

２　対象は生鮮食品のみで加工品は入らないのか？

（答）

基本的に制度に参加する飲食店や、飲食店を利用するお客さん、制度を管理する事務局など誰もがわかりやすい制度の運用を行なう必要があると考えています。

加工品の場合、原材料の生産地や使用割合まで考慮する必要があり、混乱を生じる恐れがあるので、本制度では生鮮食品のみを対象とすることにしています。

３　淡路島産食材のみで作られた加工品は入らないのか？

（答）

基本的には２のとおりですが、加工品の原材料の全てが淡路島産の食材であることを証明することができれば、対象とします。

４　淡路島内で購入した生鮮食品は対象となるか？

（答）

その生鮮食品の生産地や水揚げされた地域が淡路島内であることが重要であり、淡路島内で購入したという理由だけでは対象になりません。

５　食材によっては年間を通じて淡路島産を使用できない場合があるが？

（答）

お米や畜産物等は年間を通じて供給されているため、年間を通じて淡路島産を100%使用することが原則となります。

しかし、野菜や果実、魚介類は流通する時期が決まっていることから、淡路産が流通している時期は 100%使用に努めていれば、その他の時期に淡路島以外の産地の食材を使用していてもカウントできるものとします